

# 病 欠 証 明 書

学 校 名	星 稜 中 学 ・ 高 等 学 校		
ホ ー ム ・ 性 別 ・ 年 齢	ホ ー ム	男 ・ 女	年 齢 歳
生 徒 氏 名			
病 名	上記の疾病により、療養を（ 要する ・ 要した ）ことを証明する。 初診日 令和 年 月 日 療養期間 令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 までの 日間 令和 年 月 日 医療機関名 医師名 <span style="float: right;">(印)</span>		

※この証明書は、学校において予防すべき感染症による出席停止の際の証明にのみ用いるものとする。

学校記入欄 (出席停止とする月日)	職員室責任者	学年課長	担任	※早退した場合は、早退した日は含めません。 ※処理が完了した後、担任が保健室に提出。 1部コピーして学年課長に渡す。 月 日 ~ 月 日まで

## 学校感染症による出席停止について

学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、他の児童生徒に感染するおそれがある間は出席停止になります。医師と相談の上、適切な処置をとるようご配慮ください。なお、登校する際は、「病欠証明書」を担任へ提出してください。

出席停止期間の基準は、次のとおりです。

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・ゴンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治癒が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	